

各農委告示第9号

所有者不明農地について

下記の農地は、農地法（昭和27年法律第229号）第33条第1項に該当する農地であるので、同法第33条第2項において準用する同法第32条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年7月3日

各務原市農業委員会
会長 河合正嘉

記

1 農地の所在地等

所在・地番	地目	面積（m ² ）	農地に関する権利の種類	農地の所有者等の情報
那加御屋敷町49番	田	541	所有権	（亡）津田 澄雄
那加御屋敷町168番	田	1,065	所有権	（亡）津田 澄雄

農地法第33条第1項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この告示は、農地法第33条第1項の農地について、同法第33条第2項において準用する同法第32条第3項の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確認できないことから行うものである。

3 上記の農地の所有者等は、この告示の日から起算して2月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。（1）申出を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）（2）当該農地の所在、地番、地目及び面積

4 また、この告示があった日から起算して2月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該告示に係る農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。